

運送業における労働災害の現状と対策

足利労働基準監督署

令和3年 足利署管内における労働災害発生状況（速報値）

（1）全産業における労働災害発生状況（令和3年12月末）

170名（前年比 + 22名）

死亡災害 0名（前年比 ± 0名）

（2）業種別の災害発生状況

製造業 56名（前年比 + 1名）

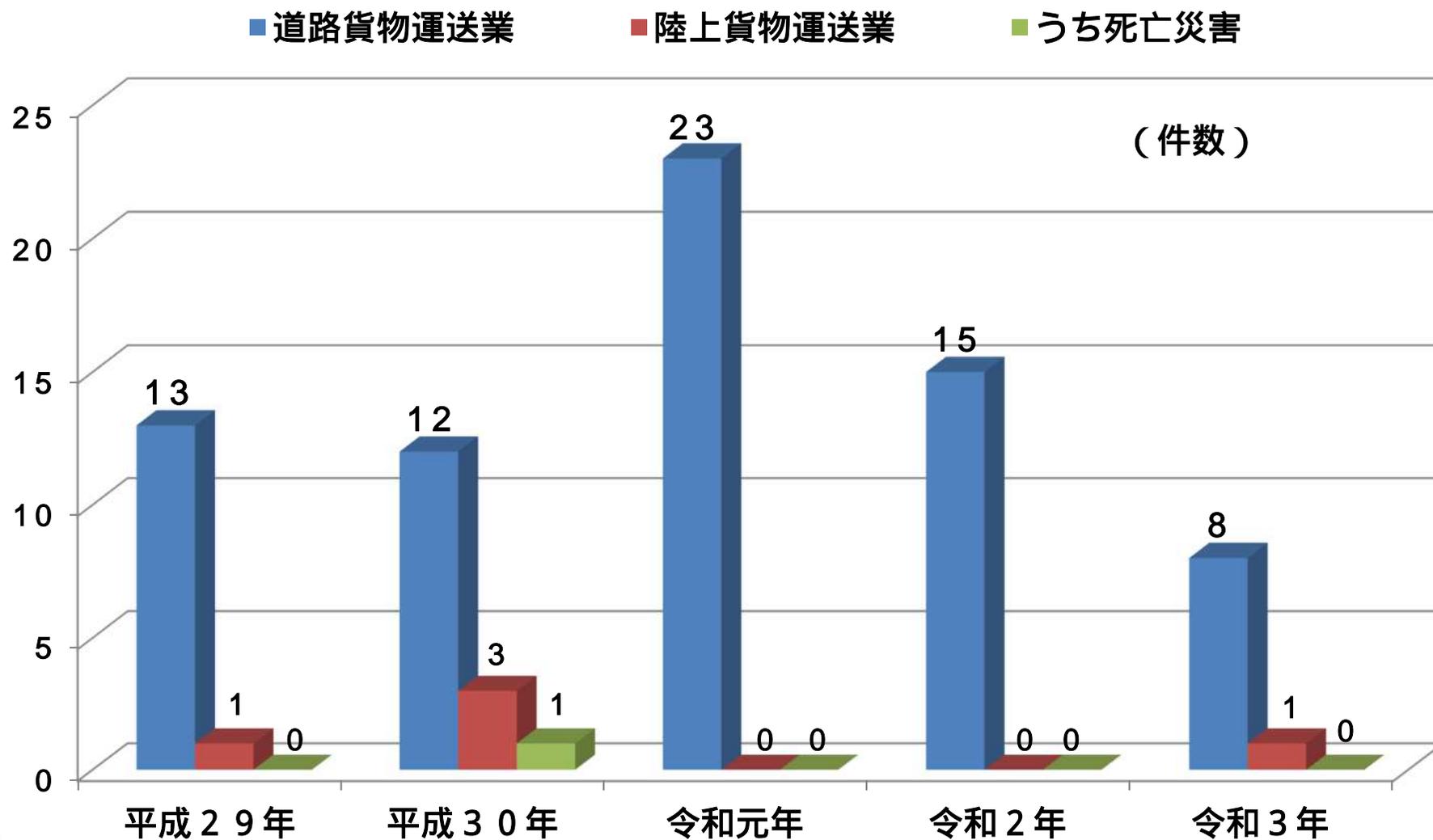
建設業 8名（前年比 - 4名）

運送業 8名（前年比 - 5名）

第三次産業 92名（前年比 + 24名）

道路貨物運送業等においては、対前年比で - 5名と大幅な減少傾向となっている。また、最も重篤な死亡労働災害についても「0件」を継続している。

道路貨物運送業等における労働災害の動向（過去5年間）



近年は令和1年をピークに、減少傾向に転じている状況にある。

道路貨物運送業における労働災害の詳細（過去5年間、事故の型）

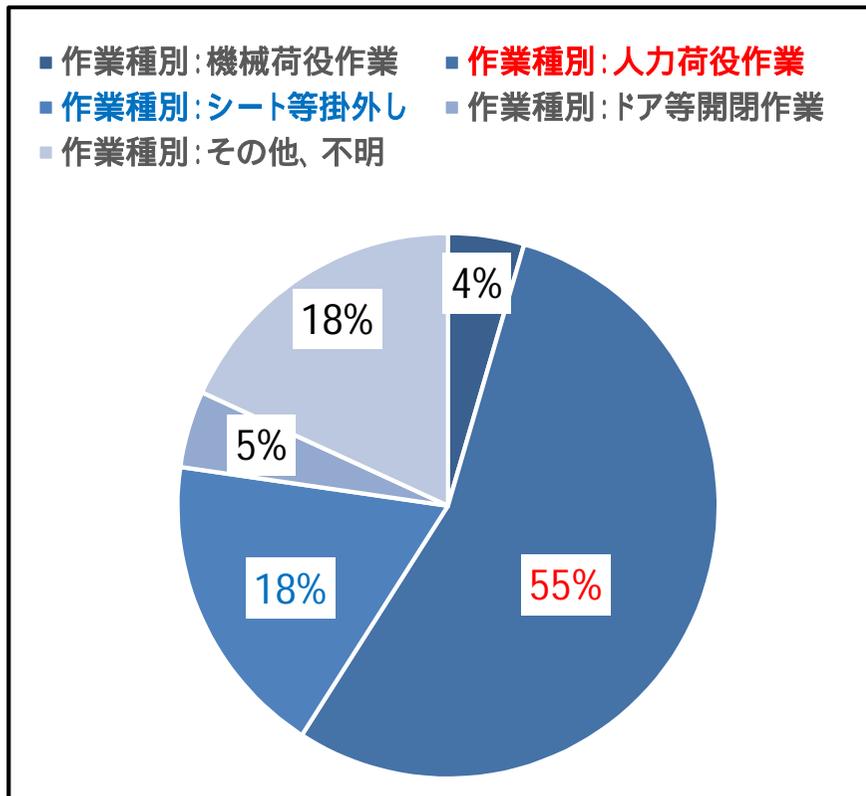
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
はさまれ、巻き込まれ	1	2	3	2	
激突		1	4	1	
激突され	2	4			
交通事故（道路）	1			2	
切れ、こすれ				1	
墜落、転落	3	4	8	3	4
転倒		3	4	2	3
動作の反動、無理な動作	1		4	2	1
飛来、落下	4			1	
崩壊、倒壊	2	1		1	
総計	14	15	23	15	8

道路貨物運送業における労働災害の詳細（過去5年間、事故の型 & 起因物）

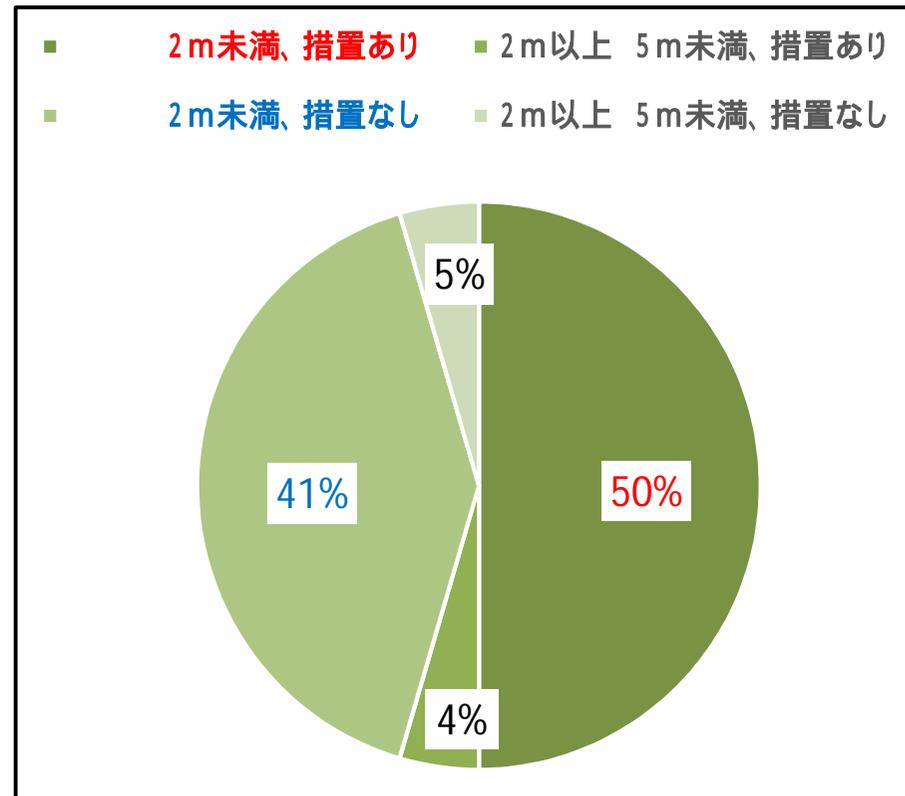
	仮設物、建築物、構築物等	荷	環境等	起因物なし	材料	乗物	人力機械工具等	動力クレーン等	動力運搬機（トラック等）	用具	総計
はさまれ、巻き込まれ	1				1		2	1	3		8
激突	3						1		2		6
激突され							2	1	1	2	6
交通事故（道路）						2			1		3
切れ、こすれ			1								1
墜落、転落	4	1							14	3	22
転倒	6						2		2	2	12
動作の反動、無理な動作	2	4		2							8
飛来、落下		1			1		1		1	1	5
崩壊、倒壊					1		1			2	4
総計	16	6	1	2	3	2	9	2	24	10	75

道路貨物運送業の墜落・転落災害の状況 (作業内容別、墜落高さ・措置別)

「作業内容別」災害発生状況
(平成29年～令和3年)



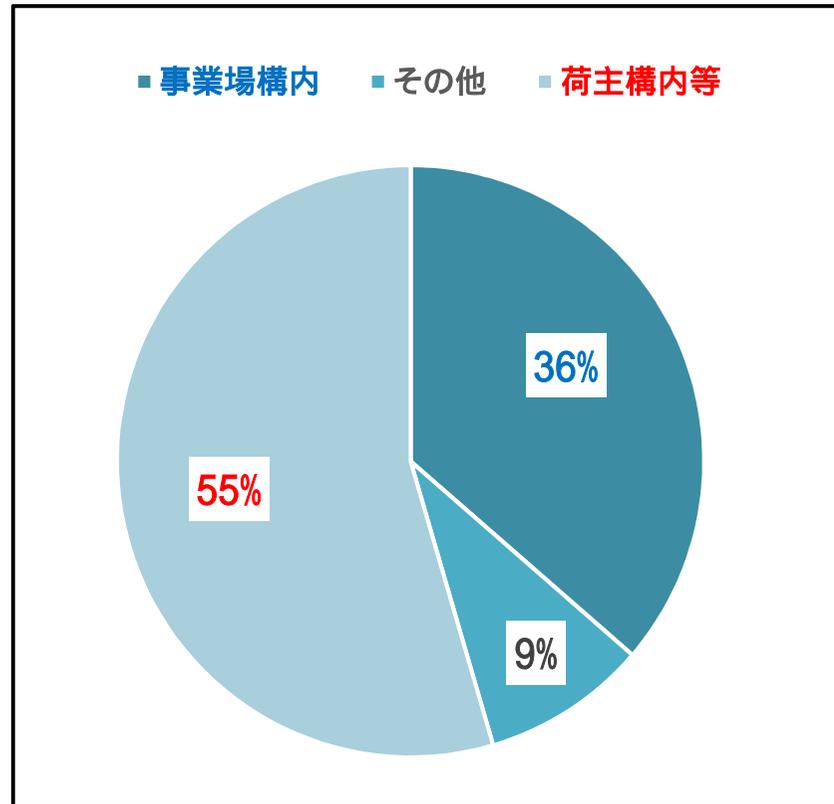
「墜落高さ・措置別」災害発生状況
(平成29年～令和3年)



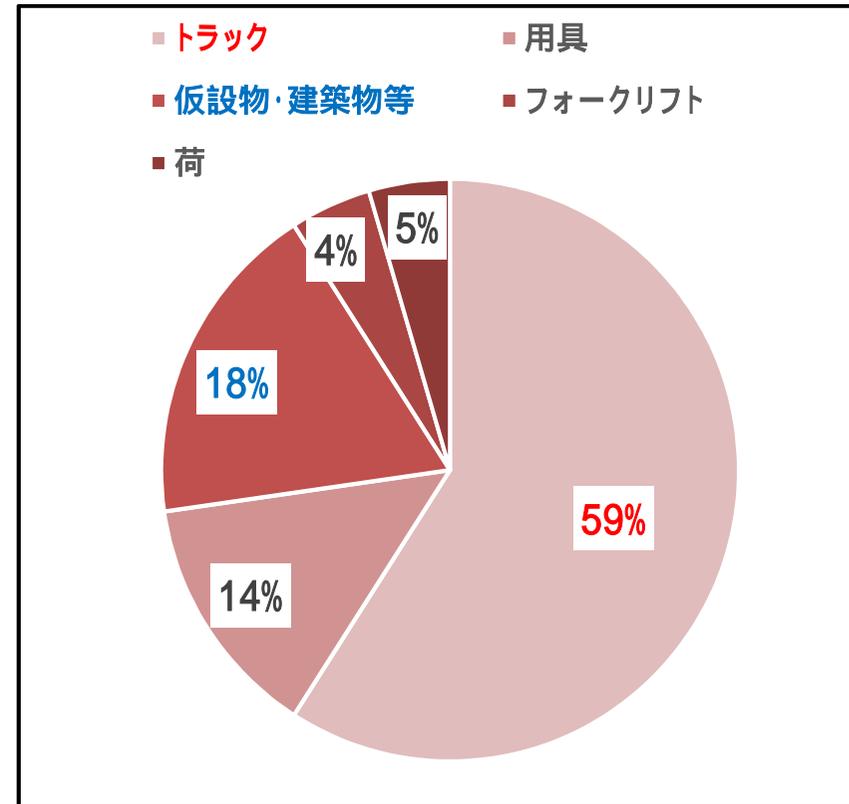
「墜落・転落」のうち多発傾向の起因物が「動力運搬機（トラック）」であることから、荷台上における荷役作業、シート等掛外し作業時等に被災している状況が認められる。また、「2m未満」の高さからの災害が多く、半数は墜落防止措置等が講じられていない作業状況となっている。

道路貨物運送業の墜落・転落災害の状況 (作業場所別・起因物別)

「作業内容別」災害発生状況
(平成29年～令和3年)



「起因物別」災害発生状況
(平成29年～令和3年)



「墜落・転落」のうち「荷主構内」における発生が半数以上を占め、また、起因物別で見ると「トラック」が起因しての災害が約6割を占めている状況にあるもので、一層の荷主構内における荷役作業時の安全対策（荷主との連携等）が必要な状況にある。

道路貨物運送業の墜落・転落災害の現状と対策

道路貨物運送業における災害の現状として・・・

近年の運送業における労働災害の傾向として、「墜落・転落」災害が従来は多発傾向にあった「交通労働災害」を大きく上回る発生状況であり、荷役作業時の墜落災害防止対策が重要。

「墜落災害」の多くは、ドライバーによる荷役作業時及びシート掛け、外し等の際に発生している。また、荷主構内での災害が半数以上を占めている。

「墜落災害」の多くは、2メートル未満の位置から墜落等による災害が多発しているが、重篤な怪我也多く認められる状況にある。



「墜落・転落」災害に対する具体的な安全方策が必要

道路貨物運送業における墜落防止対策の徹底（対策例） （参考）荷役作業の墜落・転落防止対策

あおりを利用して足場を確保している例
（陸上貨物運送事業者側で対応）



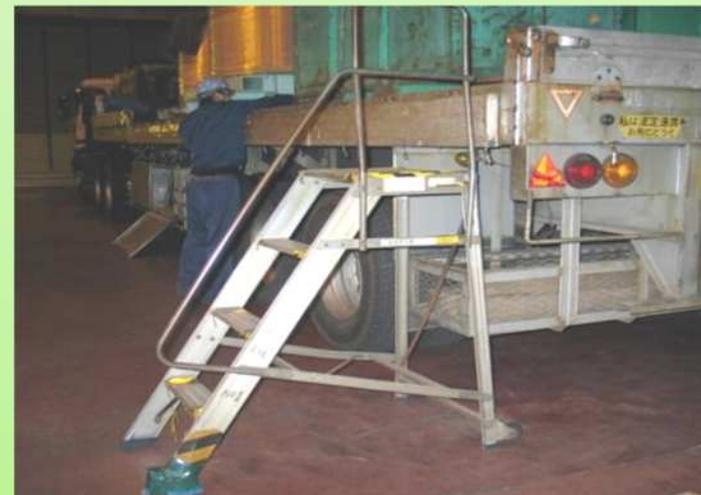
移動式プラットフォームの例
（荷主先等で対応）



タンクローリーの墜落防止措置の例
（荷主先等で対応）



荷台への昇降設備の例
（陸上貨物運送事業者側で用意する場合であっ
ても、荷主先等で保管場所の確保が必要）



道路貨物運送業の墜落・転落災害の対策（基本的事項のお願い）

陸上貨物運送事業において取り組んでいただきたい事項

荷役作業における「トラックからの墜落災害」を防止するため、以下の取組をしてください。



- 墜落時保護用の保護帽や耐滑性のある靴の着用
- 荷締め、ラッピング等の作業をできるだけ地上から実施
- 三点確保（移動時に手足4点のうち3点を確保）の徹底
- 荷台への昇降は、昇降設備を使用

（資料：陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぎましょう！参照）

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（荷主側）

荷役作業の安全対策チェックリスト

（「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より）



① 貴社の荷役場所を安全な状態に

- 荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保している
- 十分な明るさで作業している
- 着時刻の分散など混雑緩和の工夫をしている
- 荷や資機材の整理整頓をしている
- 風や雨が当たらない場所で作業している

荷主事業場と連携して、点検
を行いましょ！

② 墜落、転倒、腰痛等の対策

- 墜落や転落を防ぐ対策をしている
（手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備（親綱等）の設置等）
- つまづきやすい、滑りやすい場所の対策をしている
（床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等）
- 人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用している

③ 陸運事業者との連絡・調整

- 荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知している
- 荷役作業の書面契約をしている
- 配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にしている
- 安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定している

事業場における労働災害防止に係る取組み

(年間安全衛生計画に基づく活動 など)
(安全衛生管理体制・安全衛生委員会の開催)

安全衛生管理

各管理者による取組み

安全管理者、衛生管理者、産業医（50名以上）
安全衛生推進者、衛生推進者（50名未満）
それぞれの立場における、法令に基づく職場巡視及び巡視時に発見した事項への必要な対応

自主的安全衛生活動

危険予知活動（KY活動）、ヒヤリハット活動などによる関係労働者の意識高揚の取組み
リスクアセスメント活動、パトロール実施結果に対する先取りの改善方策の実施 など

再発防止対策の実施

事業場において、労働災害が万が一発生してしまった際に同種の労働災害を防止するため、再発防止の検討を実施する。（**ケガを程度を問わないで実施する**）

事業主が自ら率先して「自主的安全衛生活動」を推進することが重要！

災害防止対策（再発防止対策）の検討事例（悪い事例）

災害発生状況（例）

被災者は、工場内で製造作業中、製品の詰まりが発生したため、手を入れて取り除こうとしたところ、稼動部分に挟まれたもの。

安全衛生管理上の欠陥

機械を止めて作業するよう指示しており、特に問題はなかった。

ハード面対策
（特になし）

不安全な状態

特になし。

管理的対策
（特になし）

ソフト面対策
（労働者教育の徹底）

不安全な行動

被災者本人が、誤って本人の意思により機械を止めずに作業を行った。

被災者の「不安全行動」のみを原因にしている考え方が非常に多い

根本的な対策へつながらない（現状は悪くない）

「同種災害を繰り返す」、「災害が減少しない」などのケースが多い

ヒューマンエラー（人為的）に応じた災害防止対策（ハード面）+ リスクアセスメント